

令和 7 年 4 月 1 日更新

「指定居宅介護支援」利用契約書

指定居宅介護支援事業所 ゆりかご

ご利用者名

◆◆目次◆◆

第 1 章 総則

第 1 条 (契約の目的)

第 2 条 (契約期間)

第 3 条 (居宅サービス計画の決定)

第 4 条 (居宅サービス計画作成後の便宜の供与)

第 5 条 (居宅サービス計画の変更)

第 6 条 (介護・医療の連携)

第 7 条 (介護支援専門員の交替等)

第 2 章 サービスの利用と料金の支払い

第 8 条 (料金の支払い)

第 9 条 (料金の変更)

第 3 章 事業者の義務

第 10 条 (事業者の記録作成・交付の義務)

第 11 条 (守秘義務等)

第 4 章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第 12 条 (損害賠償責任)

第 5 章 契約の終了

第 13 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 14 条 (契約者からの中途解約)

第 15 条 (契約者からの契約解除)

第 16 条 (事業者からの契約解除)

第 6 章 その他

第 17 条 (苦情処理)

第 18 条 (協議事項)

重要事項説明書 P 7 より

有限会社

ゆりかご

飯山市大字静間 2 9 0 0 番地 2

電話番号

8 1 - 3 8 8 8

FAX 番号

8 1 - 3 8 8 7

様（以下「契約者」という。）と指定居宅介護支援事業所 ゆりかご（有限会社ゆりかご）（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画の決定）

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、料金等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 1 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護・医療の連携）

- 1 事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は契約者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供等を行うものとします。
- 2 事業者は、契約者が医療機関等へ入院した場合は、医療機関等との連携を図る為、利用者の情報提供等を行います。この場合、利用者は、入院先の医療機関等に担当の介護支援専門員の所属・氏名等の提供を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 2 契約者は、事業者が任命した介護支援専門員介護員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関する料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定める料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該料金を変更することができるものとします。

第3章 事業者の義務

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から2年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員又は職員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第5章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1 契約者が死亡した場合
- 2 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 3 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 4 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 5 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは介護支援専門員が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 居宅介護支援の実施に際し、契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第6章 その他

第17条（苦情処理）

事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第18条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 7 年 月 日

事業者 住所	長野県飯山市大字静間2898
事業者名	指定居宅介護支援事業所 ゆりかご
代表者氏名	宮 崎 慎 也 印

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所 ゆりかご

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(飯山市指定 第 2071300194 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	8
2. 事業所の概要.....	8
3. 事業実施地域及び営業時間	8
4. 職員の体制	9
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	9
6. サービスの利用に関する留意事項.....	11
7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）	13
8. 〈重要事項説明書 付属文書〉	

1. 事業者

- (1) 指定居宅介護支援事業所 ゆりかご
(2) 法人所在地 長野県飯山市大字静岡 2900-2
(3) 電話番号 0269-81-3888
(4) 代表者氏名 代表取締役社長 宮崎 慎也
(5) 設立年月 平成16年 4月 27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供すること
(3) 事業所の番号 平成16年 9月 1日指定 長野県 2071300194号
(4) 事業所の所在地 長野県飯山市大字静岡2898
(5) 電話番号 0269-81-3888
(6) 事業所管理者 阿部 徳善
(7) 事業所の運営方針
- 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、その契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - 事業所の介護支援専門員等は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成16年 9月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 飯山市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、国民の祝日、8月14日から8月16日、 12月30日から1月3日を除く)
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分

（３）24 時間連絡体制の確保

厚生労働大臣が定める基準

24 時間体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保していること
以下の要件を満たすことで 24 時間体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保する。

- ① 営業日、受付時間以外は専用の携帯電話を常備し 24 時間連絡が取れる体制を確保する
- ② 介護支援専門員は会社から携帯電話の貸与を受け所持する
- ③ 訪問対応は翌営業日とする

ただし、次の場合にはその限りではない

- ・利用者等の生命にかかわる事態が発生した場合
- ・自然災害など緊急対応が必要な場合
- ・在宅での生活の継続が困難となる事態が発生した場合
- ・保険者、警察、消防署、病院等の機関から緊急対応の要請があった場合
- ・その他緊急性が高い事態と介護支援専門員が判断した場合

連絡先

阿部 徳善 080-9664-7967
石田 綾子 080-9664-8046
松澤 由香子 080-9664-7972
丸山 和也 080-9659-5754
福田 千夏 070-1211-5663

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
１．事業所長（管理者）	１		1.0	１名	運営管理
２．介護支援専門員	４		4.0	１名	居宅サービス計画の作成

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、料金等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その

他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を、一旦お支払いいただく場合があります。この場合の金額は介護度により異なる為、明細書等で説明を致します。

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに窓口で現金支払いをお願いします。

ア．やむを得ない場合に限り下記指定口座へお振り込み下さい。 長野信用組合 飯山支店 普通預金 8298448 有限会社 ゆりかご 代表取締役社長 宮崎 慎也

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し

て介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時の対応方法について

- (1) 訪問時等（サービス中を含む）に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護事業者へ連絡します。

主 治 医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 2	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

- (2) 訪問時（もしくはサービス中）に、利用者様が急変等した場合の対応について、前項で定めた緊急連絡先へ連絡等をして対応を行います。緊急連絡先等に連絡がつかない場合は、当事業所の判断により、救急搬送等の最善の対応を取らせて頂きます。

- (3) 利用者様が急変し、救急搬送等の対応をさせて頂いた後、搬送先での付添いについては、原則としてご家族様で対応をお願いします。但し、遠方に居るなど、直ちに駆けつける事が出来ないなどの理由がある場合には、当事業所で付添いを行うことも出来ますが、要した時間に対しての費用を自費にて請求させて頂きます。またこの場合、搬送先から入院・治療の同意（保証人）等について求められた場合は、当方では対応出来ませんので、あらかじめご了承ください。

- (4) サービス提供の為、ご自宅へ訪問した際に、「応答が無い、連絡が取れない・行

方が分からない」などの場合には、状況により 110 番通報をさせていただきます。サービスの変更・キャンセル等がある場合には、必ず事業所へ連絡をお願いします。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 （取締役）宮崎 祐子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

飯山市役所 介護保険担当課	所在地	飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1 番地
	電話番号	0269-62-3111
	F A X	0269-62-3127
	受付時間	9：00～17：00
長野県国民健康保険団体 連合会	所在地	長野市大字西長野加茂北 1 4 3 - 8
	電話番号	026-238-1550
	受付時間	9：00～17：00

＜重要事項説明書 付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	36.3%	通所介護	18.7%
地域密着型通所介護	31.0%	福祉用具貸与	65.6%

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	有限会社ゆりかご 53%	ジェイエー長野会 24%	フォニオケア株式会社 13%
通所介護	飯山市社会福祉協議会 93%	ながでんウェルネス 1%	株式会社ツクイ 1%

地域密着型通所介護	有限会社ゆりかご 74%	株式会社 LIFE WELL 26%	
福祉用具貸与	フランスベッド株式会社 34%	さくらメディカル株式会社 21%	メディカルケア株式会社 19%

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業者 ゆりかご

事業所所在地 飯山市大字静間 2 8 9 8

管理者 阿部 徳善

介護保険番号 2071300194

説明者職名 介護支援専門員

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 7 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。